

審 査 基 準

平成28年 6 月23日作成

法 令 名	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	： 第31条の23において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	： 営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）	： 京都府公安委員会
法 令 の 定 め	： <ul style="list-style-type: none">・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準）・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第17条において準用する第 1 条第 1 号から第 3 号まで（変更承認申請書の添付書類）・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審 査 基 準	：
標 準 処 理 期 間	： 別紙のとおり
申 請 先	： 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先	： 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考	： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間

申請に係る営業所の実地調査を行った日から7日